

第66号議案

中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「次の」の次に「ア又はイの」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 児童 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第4条第1項中「（12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。）」を削り、同項ただし書中「医療費」の次に「（入院に係るものを除く。）」を加え、「療養」を「者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第2条第2号イに掲げる乳幼児及び同条第3号アに掲げる児童 1月につき600円。
ただし、自己負担分相当額が600円に満たないときは、当該額とする。
- (2) 第2条第3号イに掲げる児童 1月につき1,600円。ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たないときは、当該額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。

中間市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乳幼児 次の<u>ア又はイのいずれかに該当する者をいう。</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) 児童 次の<u>ア又はイのいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>ア <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>イ <u>12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 乳幼児 次の<u>いずれかに該当する者をいう。</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) 児童 <u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療（<u>12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者については、入院に係るものに限る。</u>）に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担</p>

当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費（入院に係るものを除く。）のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

（1） 第2条第2号イに掲げる乳幼児及び同条第3号アに掲げる児童 1月につき600円。ただし、自己負担分相当額が600円に満たないときは、当該額とする。

（2） 第2条第3号イに掲げる児童 1月につき1,600円。ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たないときは、当該額とする。

2・3 （略）

すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

（1） 入院 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

（2） 前号に規定するもの以外 1月につき600円（ただし、自己負担分相当額が600円に満たない額の場合は、当該額とする。）

2・3 （略）